

裁 決 書

審査請求人

処分庁

平成31年3月31日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成31年3月19日付けで審査請求人に対し行った同年1月分、同年2月分及び同年3月分に係る各生活保護変更処分は、いずれもこれを取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成16年1月22日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の申請を行い、同日付けで保護が開始された。
- 2 平成29年4月4日、請求人は、処分庁に対し、請求人の長男（以下「長男」という。）の国民年金・厚生年金保険年金証書の写しを提出した。これにより、処分庁は、長男が同年3月16日付けで国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級に該当する障害の状態により障害基礎年金の支給決定を受けたことを確認した。

- 3 平成29年4月11日、請求人は、処分庁に対し、長男の障害基礎年金の支給が同月から開始されることを報告し、収入申告書及び年金支払通知書の写しを提出した。
- 4 平成31年3月13日、処分庁は、平成29年5月分以降の保護費について、長男に係る障害者加算を認定していなかったことを確認した。
- 5 処分庁は、請求人に対し、平成31年1月、同年2月及び同年3月の各月分の保護費について、それぞれ障害者加算を遡及して認定する変更決定処分（同年3月分の障害者加算を遡及して認定する変更決定処分には、請求人の勤労収入の実績等を認定する変更決定を含む。以下これらを併せて「各原処分」という。）を同月19日付けで行い、4万9,333円（同年1月分及び2月分各1万7,530円並びに同年3月分1万4,273円）を追加支給した。
- 6 請求人は、各原処分を不服として、平成31年3月31日、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

処分庁の過誤により平成29年5月分から障害者加算が支給されていなかったにもかかわらず、平成31年1月分以降の3月分しか遡及して支給されないのは違法又は不当である。

2 処分庁の主張

平成29年5月分から障害者加算を認定すべき状態にあったところ、保護の処理基準によれば、最低生活費の遡及変更の限度は3月程度（発見月からその前々月分まで）とされているため、当該状態を発見した平成31年3月の時点で遡及可能な同年1月分の保護費から障害者加算を認定したものであり、各原処分は適法かつ正当である。

なお、請求人が主張する平成29年5月から平成30年12月までの障害者加算の

認定については、行審法に規定する不服申立期間である3月を既に経過しており、不服申立てが可能な状況ではない。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法の規定について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

イ 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行わなければならないとされている（法第25条第2項）。

(2) 処理基準について

保護の変更の決定に係る事務（法第25条第2項の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（同日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）を定めており、これらを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が定められてい

る。

(3) 障害者加算について

ア 法第8条第1項の基準として厚生労働大臣の定めた「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1第2章2(2)では、国民年金法施行令別表に定める1級又は2級のいずれかに該当する障害のある者は、障害者加算の対象とされている。

イ 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととされている(局長通知第7の2(2)エ(ア))。

また、保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し、若しくは止めるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされている(同(ウ))。

(4) 保護費の遡及支給の限度について

ア 最低生活費の認定を事後に変更して追給の措置をとる場合、受給者に届出の義務が課せられていることや、行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではないことから、当該遡及変更は、3月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきとされている。これは、行政処分の不服申立期間が3月とされていることのほか、保護費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り、3月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは妥当ではないという考え方とも、整合するものである(問答集問13-2)。

イ 前記アの限度を超えて遡及支給することについては、特別の事情が思料される場合は、国に個別に協議することとされている(「生活保護法施行上の疑義について」(昭和58年5月30日付け社保第68号厚生省社会局保護課長通知))。

また、当該個別協議の対象としては、次の要件を満たすこととされている（平成2年度厚生省資料）。

- (ア) 実施機関に届出をしており、要保護者に何ら過失がないこと。
- (イ) 届出にもかかわらず、処分が行われておらず、不服申立期間を経過して生ずる不可争力が生じておらず、ある意味では、申請が行われているがpending（未決）となっていること。
- (ウ) 地方自治法に定める時効期間よりも短期間であること。

2 行審法第36条の規定に基づく質問及びその回答

(1) 処分庁への質問

令和元年7月11日、審理員は、行審法第36条の規定に基づき、処分庁に対し、次のとおり質問を行った。

- ア 本件について、前記1(4)イ(ア)から(ウ)までの各要件に該当すると考えられるか。
- イ 本件について、厚生労働省へ個別に照会することは考えられるか。

(2) 処分庁からの回答

令和元年7月23日、処分庁は、審理員に対し、前記(1)の質問について、次のとおり回答した。

- ア 本件は、次の事情に照らして、前記1(4)イ(ア)から(ウ)までの各要件を満たしている。
 - (ア) 請求人は、長男が平成29年3月16日付けで障害基礎年金2級の支給決定を受けたことについて、同年4月4日付けで適正に届け出ているため、請求人に過失はないこと。
 - (イ) 前記(ア)の届出により、本来であれば、当該届出の翌月である平成29年5月から障害者加算を認定すべきところ、それがなされていなかったため、申請（届出）は行われているが未決状態であるといえること。
 - (ウ) 地方自治法第236条第1項に定める金銭債権の消滅時効の期間を経過

していないこと。

イ 厚生労働省からの回答に時間を要する上、札幌市において直近2年間に同省に照会を行った事例では、いずれも遡及支給が認められておらず、これらと比較して、本件のみ遡及が認められるような特筆すべき事情も認められないことから、同省に照会を行うことは考えていない。

3 判断

(1) 各原処分について

ア 本件の事実経過をみると、処分庁は、平成29年5月分以降の保護費について、長男に係る障害者加算を認定していなかったことを平成31年3月13日に確認したところ（前記「事案の概要」の4）、最低生活費の遡及変更は3月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきとされていることから（前記1(4)ア）、同年1月分、同年2月分及び同年3月分に限り、請求人の最低生活費を遡及変更して保護費を追加支給したことが認められる（前記「事案の概要」の5）。

イ この点、最低生活費の遡及変更が3月程度とされているのは、行政処分の不服申立期間が3月とされていることのほか、保護費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り、3月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは妥当ではないという考え方に基づくものである（前記1(4)ア）。

ウ しかしながら、本件における最低生活費の遡及変更による保護費の追加支給は、平成29年4月4日に請求人が処分庁へ長男の国民年金・厚生年金保険年金証書の写しを提出した際（前記「事案の概要」の2）、処分庁において、前記1(3)ア及びイにより長男が障害者加算の対象となることを認識できたにもかかわらず、障害者加算を認定していなかったことに起因するものであって、請求人の責めに帰すべき事由は認められない。

エ また、前記1(4)アの最低生活費の遡及変更の取扱いは、被保護者の届

出や申請が遅れたことに起因する場合を想定しているものと考えられ、国への個別協議を経た上で3月を超えて最低生活費の遡及変更をすることが可能であること（同イ）に照らして、処分庁の明らかな事務処理の過誤により障害者加算の認定漏れがあった場合にまで、3月を超えて遡及変更できない根拠を与えるものとはいえない。

しかも、処分庁は、本件について、国への個別協議の要件（同イ(ア)、(イ)及び(ウ)）を満たしていることを自ら認めているにもかかわらず、当該協議を行っておらず（前記2(2)）、各原処分を行うに当たり十分な検討を行ったとは認められない。

オ したがって、各原処分は、考慮すべき事情を考慮しないで行われた著しく妥当性を欠くものといわざるを得ず、合理性を欠くものであることから、いずれも違法かつ不当なものとして取消しを免れない。

なお、処分庁は、請求人が主張する平成29年5月から平成30年12月までの障害者加算の認定については、行審法に規定する不服申立期間である3月を既に経過しており、不服申立てが可能な状況ではない旨を主張するが（前記「審理関係人の主張の要旨」の2）、本件においては、請求人の申請（届出）は行われているが処分が未決状態であることを処分庁自らが認めており（前記2(2)）、処分が行われておらず、不服申立期間を経過して生ずる不可争力が生じていないことから、処分庁の主張を採用することはできない。

(2) 障害者加算の認定時期について

処分庁は、障害者加算を平成29年5月分から認定すべきであったとしている（前記「審理関係人の主張の要旨」の2）。

しかしながら、長男の障害基礎年金の支給決定があったのは平成29年3月16日であるから（前記「事案の概要」の2）、障害者加算は、新たに障害者加算を認定すべき事由が生じた月の翌月である同年4月から認定されるべき

ものである（前記1(3)イ）。

したがって、前記(1)のとおり、各原処分はいずれも取消しを免れないものであることに加え、本件における障害者加算の認定時期についても誤りがあるものと認められる。

(3) 結論

以上のとおり、各原処分はいずれも違法かつ不当な処分であり、本件審査請求は理由があることから、主文のとおり裁決する。

令和2年（2020年）12月8日

審査庁 北海道知事 鈴木直道

